

京都市告示第530号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年1月12日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社カインドスマイル	放課後等デイサービス	まほろばホーム 伏見 2650900547	京都市伏見区醍醐勝口町1-3	平成29年12月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)